

南種子町農業委員会平成 28 年 6 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 6 月 23 日（木）午前 9 時 30 分から午前 10 時 4 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	12 番	小山 重和			
4. 欠席委員

2 番	池亀 昭次	10 番	白川 秋信
-----	-------	------	-------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 23 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地流動化奨励金交付申請について
議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
【総合農政課 課長補佐兼農業振興係長	稲子 秀典】
【建設課 水道担当補佐	日高 勉】
7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 23 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 6番、中峰 義哉 委員。7番、石堂 かよ子 委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
事務局 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
以上で(諸般の)報告を終わります。

議長 (諸般の報告に対しての) 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第23号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。河野係長。
事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権5件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は4ページをご覧ください。計画内訳書について説明いたします。

今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇〇〇番地〇 Aさん、利用権設定を受ける方は、〇〇〇〇番地〇〇 Bさん 外4件です。

現況は、畑が全体で12筆の36,586㎡です。設定期間は、整理番号3番が3年間設定で、残りが5年間設定です。

個別の資料につきましては、6ページから14ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第4)議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題にします。譲渡人・C、譲受人・D を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。日高主任。
事務局 資料は15ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を
求めるもので、所有権の移転が1件です。それでは、整理番号1番の資料を
読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が鹿児島県日置市〇〇〇〇番地〇〇 Cさん。
譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Dさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇 外1筆となっています。地目は
共に畑、地積は 合計で1,040㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料については17ページから添付しています。

この件については、6月10日の現地調査により耕作等について確認し
ております。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、
補足説明をお願いします、整理番号1番、中峰委員。

6番委員 はい。この件につきましては、6月10日に現地調査を済ませておりま
して、譲渡人のCさんは現在伊集院町に住んでおりまして、公務員を
しております。譲受人のDさんは会社勤めをしながら、米・甘藷・さ
とうきび・馬鈴薯、シキミ等、幅広く耕作をしております。3月頃、C
さんから隣接する畑を以てDさんに対しまして、買い取りの打診があり
まして、Dさんは58歳、もうすぐ定年ということもありまして、経営
拡大のために、この申請をするという次第です。以上、ご承認方よろしく
お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案
どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしまし
た。

議 長 (日程第5)議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、
を議題にします。譲渡人・E、譲受人・F。事務局より議案第3号の説明

事務局

をお願いします。日高主任。

資料の19ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が〇〇〇〇番地〇〇 Fさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Eさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇。登記・現況は畑。地積は500.00㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年7月から平成28年11月まで。

資金は、土地取得費 〇〇〇万円・造成費 〇〇〇万円・建築費 〇, 〇〇〇万円・物置 〇〇〇万円 合計 〇, 〇〇〇万円で、融資によりまして 〇, 〇〇〇万円・自己資金 〇〇〇万円の内訳となっております。

転用目的としましては、一般住宅です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで、子供も成長し手狭になってきた為」とのことです。

周囲の状況につきましては、「東に農地、北側に里道、南・西側に譲り渡し人の農地があります。今後3条にて取得予定」とのことです。隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1)造成計画が、盛土及び切土を最高0.3m行う、(2)それに伴う被害防除策として緩衝地を設ける、(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅2.6m程度設ける、(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外、及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われる、所有権移転によるものです。

参考資料は20ページから添付しています。

この件につきましては、6月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、白川委員が欠席のために、農地部長・高田委員、お願いします。

9番委員

今回、5条申請のあったF君の土地につきまして、6月10日の日に現地確認をいたしたところでございます。当日は、白川委員もおりまして、白川委員の説明によって、現地確認をしたところでございますけれど、本日は〇〇〇〇の理事会ということで欠席ですので、私が代わってご説明をしたいと思います。

この土地につきましては、〇〇のGさんの家の反対側の、前に現地

確認をした、今 H さんがトレーニングセンターを作っている土地の角を左に入って約 100 メートル位入ったところに、位置する農地でございます。途中には〇〇の社宅もある場所でございます、畑そのものの条件といたしましては、ここにありますように、公共道の排水路と比べますと、幾分農地が低くなっている状況でありましたので話しに聞きますと、これにつきましては、今、申請のある土地の一部を切り取って、その分の土を建築用に埋めて、家を建てるようでございます。総面積につきましては、2 反歩近くあるんじゃないかなというような土地でございます、その一角の 500 m²でございます。今、事務局から説明がありましたように、後もってまた残った農地につきましては、F さんが 3 条申請で農地取得をしたいという考えを持っているようでございますので、住宅用地としては適当な場所ではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第 6) 議案第 4 号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題にします。申請人・I 外 9 件です。事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料は 25 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、I さん 外 9 件です。

総計といたしまして、合計 24 筆、面積は合計 395 アールです。奨励金の合計額が 197,500 円 です。

以上につきましては、6 月 10 日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。

9 番委員 えっと整理番号 9 番、J さんの土地の所在で 3 番目、「〇〇〇〇番地」、これは「〇〇〇〇番地〇」になると思ひます。訂正をお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 事務局、確認はよろしいですか。

事務局 はい。ただ今、高田委員の言われたとおり、整理番号3番については、「〇〇〇〇番地〇」になります。大変申し訳ありませんでした。訂正いたします。

議長 他にありませんか。ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第7) ここで追加議案がありますので、事務局より説明をお願いします。総合農政課 稲子補佐。

総合農政課 議案第5号について、ご説明いたします。

議案第5号につきましては、農業振興地域整備変更計画に対して意見を求めるものでございます。資料は追加資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の変更は農用地区域からの除外の1件であります。申請者は南種子町簡易水道事業管理者代理 副町長 長田 繁 で、変更しようとする土地は、大字西之字〇〇〇〇番〇であります。

除外面積につきましては、6.58アールであります。

変更後の用途につきましては、西之配水池として利用するという事になっております。

詳細につきましては、添付の資料をお目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 日高補佐、追加説明はありますか。

水道担当 はい、充分だと思っております。

事務局 一つ説明をお願いします。

議長 日高補佐、補足説明をお願いします。

水道担当 皆さん、ご苦労様です。水道担当の日高 勉 と申します。今回、申請をさせていただきましたが、申請したのは西之地区簡易水道事業に基づく事業ということで、昭和39年度に建設された西之地区の配水池、水源施設の施設を廃しまして、中央地区からの水が田代地区まで来てますので、それを浄水場に、今の配水池のちょっと上のほうにその土地を求めたいという計画でございます。何故、今の配水池のところで良くなかったのかという意見も出ましたけど、平野というところは、以前から段々段々、土地が上のほうに、住宅が出来てきておりまして、今現在西之の研修センター、駐在所、教員住宅、それから学校下の住宅、それからまだ他に2ヶ所、それぞれ加圧ポンプを設置しておりまして、給水しているような状況でございます。そういったところの解消も含めて、今回若干、上のほうに土地を求めようとするものでございます。一つご審議方よろしく申し上げます。終わります。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑ありませんか。稲子補佐の説明と、日高補佐の説明で分からないところがありましたら、意見お願いします。
- 議 長 ありませんか。
 (「はい。」の声あり)
- 議 長 はい。高田委員。
- 9番委員 えっと今のこの申請が来ている施設を設置する場所については、私は分かりますけれども、既存の施設、添付資料7ページの図面で言いますと、一番右下の小さな場所がそれじゃないかなと思っております。この施設については、もう使用しないことになろうかと思いますが、その後の処置と言いますか、それは取り壊しするのか、そのまま放置するのか、そこら辺はどうなんですか。
- 水道担当 はい。現在のところ、水源池と浄水場というのは、全く使わない計画でありまして、当分の間、施設の分については休止という形をとります。取り壊しはしません。
- 議 長 今回の説明でよろしいですか。高田委員。
- 9番委員 というふうになりますと、施設そのものの管理がおろそかになると思います。場所的に子供たちの、田代集落の子供たちの通学路沿いになろうかと思しますので、えっと今のこの申請が来ている施設を設置する場所については、私は分かりますけれども、学校周辺の子供たちが何時何処に学校を抜け出して暴れるか分からないということもありますので、こういう施設に子供たちが入らないように、危険のおきないように、管理方をお願いしたいと思います。と言うのは私どもが小学校時代は、釣瓶つるべがありました。それで先のほうの場所に釣瓶があったんですけども、そこに通学途中の子供が落ちて大変な騒動が起きたということもありますので、そういうことのないように一つ、お願いしたいと思います。
- 議 長 はい、よろしいですか。
- 水道担当 はい。分かりました。
- 議 長 他にありませんか。
 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、追加議案(議案第5号)について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。追加議案 議案第5号については原案どおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。